

四條畷市文化財保存活用地域計画策定支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本市は、古墳時代の馬飼い集落跡、中世の史跡飯盛城跡をはじめとした遺跡、古くからの寺社及び生活のなかで生み出され受け継がれてきた伝承や祭礼などの歴史文化が豊かである。こうした歴史文化を総合的かつ一体的に保存及び活用し、次世代へ伝えていく体制の構築や、地域社会総がかりによる文化財の次世代継承並びに郷土愛醸成に取り組むために、「文化財保護法」第183条の3に基づき、本市文化財行政のめざす方向性を示す四條畷市文化財保存活用地域計画の策定をめざす。

その策定にあたって、計画の策定までの体制等について能力の質的・量的補完を行う必要があるため、本市の体制を補完・支援することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

四條畷市文化財保存活用地域計画策定支援業務委託

(2) 業務内容

別添「四條畷市文化財保存活用地域計画策定支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

(4) 提案上限金額（消費税及び地方消費税相当額を除く）

総額 11,817,000円

令和7年度 5,454,000円

令和8年度 6,363,000円

(5) 契約方法

公募型プロポーザル方式により選定した受託候補事業者と本市との間で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約により契約締結

3 参加資格要件

次の要件を全て満たすことを参加資格要件とする。なお、参加者が資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本市の令和7年度の入札参加資格を有する者であり、本市での競争入札における指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始申し立て

がなされている者でないこと。

(5) 健全な財政状況であり、納付すべき税を滞納していないこと。

(6) 四條畷市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(7) 仕様書に掲げる内容を余すことなく遂行でき、本市と円滑に連絡調整ができる地域に本店又は営業所等があること。

(8) 平成31年4月以降、地方公共団体において、文化財保存活用地域計画策定支援業務に類する業務を元請けとして受託し、履行した実績を有する者であること。
なお、文化財保存活用地域計画とは、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第183条の3に規定されるものをいう。

4 スケジュール

内容	日程
実施要領等の公表（入札公告）	令和7年5月23日（金）
質問受付期間	令和7年5月23日（金）～6月2日（月）
質問回答日	令和7年6月6日（金）
応募書類の提出期限	令和7年6月13日（金）
1次審査（書類審査）結果通知	令和7年6月23日（月）
企画提案書類の提出期間	令和7年6月30日（月）～7月11日（金）
2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）	令和7年7月17日（木）
2次審査結果通知	令和7年7月22日（火）
契約の締結	令和7年8月予定

※スケジュールは変更となる可能性がある。

5 参加手続き

(1) 実施要領等の公表

①公募期間：令和7年5月23日（金）～令和7年6月13日（金）

②公募方法：市ホームページにて公表。資料はダウンロードして使用すること。

(2) 質問の受付及び回答

受付期限	令和7年6月2日（月）午後5時まで
質問方法	①プロポーザルに関する質問書（様式第8号） に質問事項を記入し、電子申請フォームにより提出
電子申請フォームの URL	https://logoform.jp/form/oZYA/1046082

回答方法	令和7年6月6日(金)の午後5時までに、市ホームページにて回答を掲載する。 なお、質問がなかった場合は、ホームページへの掲載はない。質問に対する回答内容は、本実施要領等の追加または修正とみなす。
------	--

(3) 応募書類の提出

提出期限	令和7年6月13日(金)午後5時まで
提出方法	電子申請フォームによる提出
電子申請フォームの URL	https://logoform.jp/form/oZYA/1046148
提出書類	①参加申込書（様式第1号） ②会社概要書（様式第2号） ③業務実績調書（様式第3号） ※契約書の写しを添付すること。 ④配置予定技術者調書（様式第4号） ※配置予定技術者の人数分作成すること。 ※保有資格を証するものの写しを添付すること。 ⑤参考見積書（様式第5号） ※押印の上、PDF にすること。 ※委託上限額を超えないこと。 ※人件費、諸経費等の積算内訳及び根拠が確認できるよう内訳書（任意様式）を添付すること。

(4) 1次審査(書類審査)の実施・結果通知

①実施

- ・提出された応募書類により書類審査を実施する。
- ・別添「審査基準」に基づいて、評価する。
- ・参加資格要件を満たす事業者が多い場合は、1次審査通過者として上位4者を選定する。なお、参加事業者が1事業者のみであっても、審査を行う。

②結果通知

- ・審査結果は、参加申込みした全事業者に対し、結果通知を電子メールで送付する。
送付予定日：令和7年6月23日(月)
- ・1次審査通過事業者には、2次審査の日時等の詳細も併せて通知する。

(5) 企画提案書類の提出

提出期限	令和7年7月11日(金)午後5時まで
提出方法	電子申請フォームによる提出
電子申請フォームの URL	1次審査結果通知送付時にお知らせする。

提出書類	①企画提案書提出届（様式第6号） ②企画提案書（任意様式） ③業務スケジュール（任意様式）
企画提案書内容	・簡潔明瞭に記載すること（イメージ図含む）。 ・提案内容に以下の項目を必ず盛り込むこと。 ①業務の実施方針 ※業務の実施方針、実施体制、特に重視する業務遂行上の配慮事項等 ②文化財データベースの作成、歴史文化の特徴と関連文化財群等の検討、文化財の保存・活用に関する課題・方針・措置の検討、アンケート調査の実施、ワークショップの実施等、仕様書に記載の業務内容の支援の具体的な内容や特徴について
その他	・企画提案書の資料の向きは縦横どちらでも可。 ・企画提案書の枚数は10枚以内とすること。 ・提出後は、企画提案書の差替え、変更、追加を認めない。

(6) 2次審査(プレゼンテーション・ヒアリング審査)の実施・結果通知

企画提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。その内容を審査基準に基づき業者選定委員会にて評価・採点する。2次審査の評価点は、各事業者に対する委員の採点の平均点（小数第1位四捨五入）とし、2次審査の評価点が6割に満たない場合は、受託候補事業者とならない。

1次審査の評価点と2次審査の評価点に価格評価点を加え、その合計点が最も高い事業者を受託候補事業者とする。また、合計点が最も高い提案が複数となった場合は、見積価格が最も安価な事業者を受託候補事業者とする。なお、1次審査通過者が1事業者のみであっても、審査を行う。

実施日	令和7年7月17日(木)(予定)
実施場所	四條畷市役所本館又は東別館(予定)(四條畷市中野本町1番1号)
実施内容	・企画提案書による説明を実施し、その後ヒアリングを行う。 ・時間は、1者30分程度(準備・片付け5分以内、プレゼンテーション10分以内、ヒアリング15分以内) ・プレゼンテーションは、パソコン等の使用を可能とする。プレゼンテーションに必要な機器については事業者において準備すること(スクリーンは除く)。 ・プレゼンテーションは提出した企画提案書を用いた内

	容説明とし、追加資料の提出や使用は一切認めない。
出席者等	出席者は3人以内とし、契約後に本業務に携わる責任者及び担当者が出席すること。
評価方法	別添「審査基準」に基づいて、評価する。
結果通知	令和7年7月22日(火)(予定)に、2次審査実施事業者に対し、結果通知を電子メールで送付する。

6 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、その提案に係る参加者は失格とする。

- ①提出方法、提出場所及び提出期限に適合しない場合
- ②本市の指定する作成様式及び示された条件に適合しない場合
- ③提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ④価格提案書の金額が委託上限額を超過する場合
- ⑤評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑥その他提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

7 選定結果の公表方法

参加事業者数及び評価点、選定した事業者名を市ホームページに掲載する。

8 その他

- (1) プロポーザルの参加事業者は、辞退届(様式第7号)の提出により、プロポーザルへの参加を辞退することができる。
- (2) 提出物の提出後においては、差替え、訂正及び再提出は認めない。
- (3) 提出物の作成・提出及びプレゼンテーション等に要する費用は、事業者の負担とする。
- (4) 提出物の返却は一切行わない。
- (5) 本プロポーザルの実施に関して使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法に定めるもの、時刻は日本標準時とする。
- (6) 本プロポーザルの提案は、1者につき、1提案に限る。
- (7) 本プロポーザルにおいて入手した市の情報等を本プロポーザルの目的以外に使用すること及び第三者に漏らすことを禁ずる。
- (8) プロポーザルに係る文書の開示請求があった場合は、四條畷市情報公開条例に基づき提出書類を開示する。

9 問い合わせ先

担当部署	四條畷市教育委員会事務局社会教育部文化財課
住 所	大阪府四條畷市中野本町1番1号
電 話	072-877-2121(代表)
e-mail	bunkazai@city.shijonawate.lg.jp